

府子本第90号  
4文科初第2134号  
子発0209第2号  
令和5年2月9日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市・中核市市長 殿  
各指定都市・中核市教育委員会教育長  
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」  
等の一部改正について（通知）

この度、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等を踏まえ、別添のとおり、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（令和5年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件」（令和5年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）が公布・公示され、令和5年4月1日から施行・適用しますので通知します。

本改正等の趣旨及び内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本改正に伴う「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日付け府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号通知。以下「取扱い通知」という。）の所要の改正は、追って行う予定です。

おって、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨及び内容

### 1. 業務継続計画の策定等の努力義務化について

幼保連携型認定こども園においても、他の児童福祉施設と同様、

- ・感染症や非常災害の発生時のための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること、
- ・職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施すること
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ当該計画の変更を行うことを努力義務とする。（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 13 条第 1 項関係）

### 2. インクルーシブ保育について

幼保連携型認定こども園においては、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）や、園児の保育に直接従事する職員は、他の学校や社会福祉施設等の設備や職員に兼ねることができないこととされている。

例えば、幼保連携型認定こども園に児童発達支援事業所が併設されている場合、幼保連携型認定こども園の園児と児童発達支援事業所を利用する障害児を共に幼保連携型認定こども園の保育室等において保育することは、仮にそれらの園児や障害児を保育するのに必要な職員や面積が確保されている場合であっても、認められないこととなっている。

今般、幼保連携型認定こども園においても、その設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、保育所と同様、必要な職員や面積を確保することを前提に、その行う保育に支障がない場合に限り、設備の共用や職員の兼務を可能とするため、幼保連携型認定こども園の保育室等の設備や園児の保育に直接従事する職員を他の社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができるようにする。（基準省令第 13 条第 2 項関係）

### 3. 看護師等の特例について

乳児 4 人以上が利用する幼保連携型認定こども園については、これまで、取扱い通知で、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1 人に限って、令和 6 年度末までに限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事できるものとしてきたところである（当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担任することはできない。）。

今般、保育所において、少子化の進行等により入所する乳児の数が 4 名付近となるケースが増えており、看護師等の処遇が乳児 1 人の入退所に左右され安定しないとの指摘等も踏まえ、保育の質を担保しつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃することとされた。

幼保連携型認定こども園にも安定して看護師等が勤務することを可能とする必要があること等を踏まえ、保育所と同様、保育の質を担保しつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃するための措置を講ずることとし、基準省令第 5 条第 3 項の表備

考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができるようにする。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うにあたって基準省令第5条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。(基準省令附則第8条関係)

また、幼保連携型以外の認定こども園についても、幼保連携型認定こども園に準じ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。)第三の一により置かなければならない保育士の資格を有する者について、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができるようにする。(基準告示附則第7項関係)

#### 4. 虐待等の禁止について

保育施設において、不適切な保育が行われていたとされる事案が全国的に相次いでいるところである。

幼保連携型認定こども園においては、職員は、園児に対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとされている。

幼保連携型以外の認定こども園においても、日々の教育及び保育の指導における留意点として、その職員は、幼保連携型認定こども園と同様、上記行為をしてはならないことを明確にする。(基準告示第五の五の8関係)

## 第二 留意事項

### 1. 業務継続計画の策定等の努力義務化について

幼保連携型認定こども園においては、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第29条を準用し、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容等を定めた「危険等発生時対処要領」の作成が義務付けられている。本対処要領は、危険等が発生した際の園児の安全の確保を図るためのものであり、業務継続のために必要な事項については、必ずしも記載が想定されていないが、業務継続計画と一体的に策定することも考えられること。

また、幼保連携型以外の認定こども園においても、業務継続の重要性に鑑み、幼保連携型認定こども園と同様に計画の策定等を行うよう努められたい。

なお、厚生労働省において「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」や計画のひな形等を作成しているので、認定こども園においても、適宜、参照いただきたい。

### 2. インクルーシブ保育について

#### (1) 児童発達支援事業所等との併設・交流について

①幼保連携型認定こども園と児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員（保育室等や園児の保育に直接従事する職員等をいう。以下同じ。）の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 幼保連携型認定こども園部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる園児等の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要な職員が配置されていること（例：幼保連携型認定こども園の満3歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、それぞれ、幼保連携型認定こども園として満3歳児40人の基準である保育教諭等2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしている必要がある。）。
- ・ 交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる園児等の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること（例：交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、幼保連携型認定こども園として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積は50㎡以上必要となる。）。

②例えば、幼保連携型認定こども園と児童発達支援事業所等が、一日の活動の中で、設定保育・設定遊び等において、こどもが一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育教諭等が混合して支援を行う等、一体的な支援が可能となるが、その交流の際、児童発達支援事業所等における「障害児の支援に支障がない場合」として留意すべき点は以下の通りである。

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第27条第1項に規定される「児童発達支援計画」において、幼保連携型認定こども園との交流における具体的なねらい及び支援内容等を明記し、障害児又はその保護者に対して説明を行い、同意を得ること。
- ・ 障害児一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の活動の中で発達支援の時間が十分に確保されるように留意すること。
- ・ 通所する障害児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること。
- ・ 障害児の発達状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の障害児の障害種別、障害の特性及び発達の状況に応じた適切な支援及び環境構成を行うこと。
- ・ 交流にあたり、複数のグループに分かれて交流することや一部の障害児のみが交流することも想定されるが、その際には、障害児の障害特性や情緒面への配慮、安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること。
- ・ 交流する際の活動等については、障害児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから、交流する幼保連携型認定こども園の保育教諭等も交えながら検討していくこと。

- ・ 支援を行う際には、「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し、また、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）等の内容も理解することが重要であること。

(2) 児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設との併設・交流について

当該幼保連携型認定こども園以外の乳幼児を対象として通所での預かりを行う、一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設と幼保連携型認定こども園が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際、(1)①で示した要件に準じた要件を満たす場合には、「その行う保育に支障がない場合」として取り扱って差し支えない。

(3) 運営費の公定価格上の算定方法について

例えば、幼保連携型認定こども園において、児童発達支援事業所等の障害児と交流する場合における幼保連携型認定こども園への公定価格上の算定方法としては、あくまで交流しているものと整理し、幼保連携型認定こども園に対しては元々の園児数分のみを算定すること。

(4) 施設整備等に係る財産処分との関係について

幼保連携型認定こども園と社会福祉施設の併設・交流に当たり、補助金等の交付を受けて整備された幼保連携型認定こども園について、本来の事業の目的として使用せずに他の用途に使用する場合は、施設等の転用として財産処分の手続きが必要な場合があるため、適切な手続きを行うこと。

3. 看護師等の特例について

(1) 保育教諭等と合同で保育を行うことについて

在籍乳児数が3名以下の認定こども園で看護師等が保育を行う場合は、保育教諭等（幼保連携型認定こども園にあっては基準省令第5条第3項の表備考第1号に定める者をいい、幼保連携型以外の認定こども園にあっては基準告示第三の一により置かなければならない保育士の資格を有する者をいう。以下同じ。）と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならないこと。

(2) 保育に係る一定の知識や経験を有することについて

保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育所等」という。）での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数が3名以下の認定こども園で保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修のうち、地域保育コースその他の都道府県知事が認める研修の修了（以下「子育て支援員研修等」という。）を必須とすること。

(3) その他

- ① 本特例によって代える看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- ② 看護師等と合同の組・グループを担当する保育教諭等は、当該看護師等のフォローが求められるため、当該看護師等が勤務する認定こども園での勤続年数

が概ね3年以上、かつ、乳児への保育の経験を有している常勤の保育教諭等であることが望ましいこと。また、当該保育教諭等が休暇を取得する際等にフォローに入る保育教諭等も同様の要件を満たしていることが望ましいこと。

- ③ 認定こども園の園長は、職員間の連携を十分図るとともに、看護師等の資質向上のため、各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。あわせて、保育教諭等に業務の負担が過剰に偏ることがないように、業務効率化や業務改善を含めたマネジメントを行うとともに、適切な業務分担が行われるよう留意すること。
- ④ 乳児の在籍数が3名以下の認定こども園が看護師等を新規採用するに当たり、保育教諭等を、当該看護師等をもって代える前提で採用する場合は、原則として勤務開始前に子育て支援員研修等を修了していることが必要であるが、保育教諭等の確保が困難であるなどこれによりがたい場合は、この限りでないこと。ただし、この場合であっても、勤務開始後直近で開催される研修を受講するなど、できる限り早期に当該研修の受講を開始することとし、未修了の期間は同一グループでフォローする保育教諭等だけでなく、園長や主幹保育教諭等が支援を行うことが望ましいこと。
- ⑤ 乳児の在籍数の変動により年度途中で乳児の在籍数が3名以下となった場合も、看護師等のみで乳児を保育することは適当ではないため、園長は、保育教諭等と合同の組・グループを編成するよう体制を組むこと。なお、当該場合においても、看護師等の保育所等での勤務経験が概ね3年に満たず、子育て支援員研修等を修了していないときは、できる限り早期に当該研修を受講することが望ましい。また、こうした場合にも対応できるよう、⑥のとおり、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等については、在籍する乳児の数にかかわらず、あらかじめ子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。
- ⑥ 乳児が4人以上在籍する認定こども園で勤務する看護師等においても、保育に係る一定の知識や経験を有していることは、要件化されておらずとも求められるべきものであるため、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。
- ⑦ 都道府県、政令指定都市又は中核市は、認定こども園への指導監査等を行うに当たって、当該認定こども園の乳児の在籍数が3名以下である場合、本通知に沿った取扱いが適切に実施されているかも確認すること。

#### 4. 虐待等の禁止

今回の規定の新設は、確認的に行うものであり、何ら新しい義務を生じさせるものではないこと。